

奈良市公報

第 3 3 3 号

(平成28年9月分)

平成29年 8 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

条 例

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………3

規 則

- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則……………3
- 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則……………3
- 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則…4
- 奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則……………9

告 示

- 公募型プロポーザルの実施……………14
- 一般競争入札の実施……………14
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し……………14
- 一般競争入札の実施（4件）……………14
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止……………15
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………15
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………16
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………16
- 放置自転車等の処分……………16
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………17

- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………17
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………17
- 都市景観形成建築物等の指定……………17
- 大和都市計画生産緑地地区変更のための都市計画案の公衆縦覧……………18
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………19
- 放置自転車等の保管……………19
- 公有財産の売払い（2件）……………19
- 住居番号の設定……………20
- 放置自転車等の保管……………20
- 差押調書等の公示送達……………20
- 一般競争入札の実施……………21
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………21
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………21
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………22
- 一般競争入札の実施……………22
- 放置自転車等の保管……………22
- 道路の位置指定……………22
- 道路の形状変更……………23
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し……………23
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………23
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………23
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………24
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………25
- 放置自転車等の保管……………25
- 差押調書等の公示送達……………25
- 放置自転車等の保管……………25
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………25
- 自転車等放置禁止区域の指定……………26
- 予防接種の実施の一部改正……………26

○一般競争入札の実施（3件）	26
○放置自転車等の保管	26
○道路の供用開始	26
○道路の位置指定	27
○平成25年度市・県民税納税通知書の公示送達	27
○平成26年度市・県民税納税通知書の公示送達	27
○平成27年度市・県民税納税通知書の公示送達	27
○平成28年度市・県民税納税通知書の公示送達	27
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）	27
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	28
○開発行為に関する工事の完了	28
○一般競争入札の実施（2件）	28
○J R奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数	29
○放置自転車等の保管	29
○平成28年度奈良市一般会計補正予算等の要領	30
○平成27年度奈良市一般会計歳入歳出決算等の要領	34
○開発行為に関する工事の完了	89
○放置自転車等の処分	89
○放置自転車等の保管	89
○奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	89
○奈良市国民健康保険一般被保険者返納通知書の公示送達	92
○平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	92
○一般競争入札の実施	92
○開発行為に関する工事の完了（2件）	92
○奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱を廃止する告示	93
○奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示	93
監 査	
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	93
公 営 企 業	
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	94
○一般競争入札の実施（3件）	94
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	95
○下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	95
○宿日直窓口収納業務の委託	95
○一般競争入札の実施（4件）	96
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	96
消 防	
○消防法第17条違反に対する命令	97
教 育 委 員 会	
○指定管理者の公募	97
○臨時教育委員会の開催	97
○定例教育委員会の開催	98
○臨時教育委員会の開催	98
○奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示	98

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………98

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………99

条 例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第34号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

12 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第35号

奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年7月1日」を「平成28年7月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第36号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 チョウタリィの会	奈良市あやめ池 南五丁目1番1号	平成28年1月1日 から平成33年 9月30日まで
-----------------------	---------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第37号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則中第12項を第14項とし、第11項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

（平成28年12月及び平成29年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

13 平成28年12月及び平成29年6月に支給する市長の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 平成28年10月1日から同年12月31日までの間、市長等

の給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

規 則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第58号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年奈良市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第13条中「12の項」を「14の項」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「11の項」を「13の項」に改め、同条を第14条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成28年奈良市規則第60号）第6条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（平成28年奈良市規則第61号）第6条第1項の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第59号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年奈良市規則第98号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2条を加える。

第13条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成28年奈良市規則第60号）第6条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の12の項の規則で定める情報は、当該申請に係る対象者に係る市民税関係情報とする。

第14条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（平成28年奈良市規則第61号）第6条第1項の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の13の項の規則で定める情報は、当該申請に係る対象者に係る市民税関係情報とする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

（平成28年9月30日揭示済）

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則をここに公布する。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（目的）

第1条 この規則は、特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫

の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの
(3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの（対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。
- (2) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び額の算出方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。
- (3) 治療開始の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
（対象となる治療等）

第4条 助成金の交付の対象となる治療は、対象者が特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関で受けた特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。）とする。

（助成の額及び期間）

第5条 助成金は、1夫婦における1回の治療（採卵準備のための投薬期間から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程をいう。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。第3項において同じ。）につき15万円まで（別図のC及びFに該当する場合は1回の治療につき7万5千円まで）交付する。

2 前項の規定にかかわらず、初回の治療（別図のC及びFに該当する場合を除く。）に係る助成金については、30万円まで交付する。

3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）（別図のCに該当する場合を除く。）を行った場合は、前2項の規定による助成金のほか、1回の治療につき15万円まで助成金を交付する。

4 助成金の通算助成回数は、初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回まで、40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。

5 他の自治体が実施する特定不妊治療に係る助成を受けている場合は、この規則に定める助成を受けたものとみなし、当該助成の回数を通算して前各項の規定を適用するものとする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（別記第2号様式）
- (2) 指定医療機関が発行する領収書の写し
- (3) 治療開始日において、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- (4) 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）
- (5) 夫及び妻の所得額を証明する書類（課税証明書等）

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号及び第5号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、特定不妊治療が終了した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前からこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けている夫婦であって、平成27年度までに通算5年間助成を受けているものについては、助成金を交付しない。

3 この規則の施行の日前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき（未交付である場合を含む。）は、当該助成をこの規則に基づく助成とみなし、第5条第2項の規定は適用しない。

4 この規則の施行の日前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき（未交付である場合を含む。）は、当該助成をこの規則に基づく助成金とみなして、第5条第4項の規定を適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、本申請にあたり、奈良市が申請者の市民税課税状況等について、公簿等により確認を行うことに同意します。
また、裏面の各説明書内容に目を通し、本申請に関して奈良市が他の自治体や受診医療機関へ確認を行うことに同意します。

		申 請 日	年 月 日											
		ふ り が な	生 年 月 日											
		氏 名	個 人 番 号											
申 請 者	夫		年 月 日生 (歳)											
	妻		年 月 日生 (歳)											
	住所 (※1)	〒	電 話 ()											
	住所 (※2)	〒	電 話 ()											

委任状

※個人番号を記入する場合において、夫婦の一方のみ（または代理人）が申請書を提出するときは、
夫婦のもう一方（または両方）が、下記の委任状を必ず記入してください。

本申請について、代理人 (住所：) を
私の代理人として定め、その権限を委任します。

委任者の署名

過去にこの助成金を受けたことがありますか。（特定不妊治療費助成金交付申請及び本事業）
ない ・ ある → 過去 () 回 ・ 今年度 () 回目
助成金を受けた自治体は（奈良市・ 都道府県・市）

申請額（男性不妊治療分除く） 金 円

申請額（男性不妊治療分） 金 円

申請額 合計 金 円

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本 店 支 店 出張所			預金種別		☐ 普通 ☐ 当座	
	ふ り が な 口 座 名 義 人		口座 番号						

申請受理年月日	年 月 日				(承認・不承認) 決 定 年 月 日	年 月 日				
受 給 者 番 号										

(注) 太枠の中をご記入ください。(申請者名…署名でない場合は、押印をお願いします。)

(※1) 夫婦の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場所に記入してください。

(添付書類)

- ① 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（別記第2号様式）
- ② 指定医療機関が発行する領収書の写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（続柄記載の住民票の写し）
- ④ 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）
- ⑤ 夫及び妻の所得額を証明する書類（課税証明書等）

※初回申請に限り、申請に係る治療の開始日における夫婦の婚姻関係が分かるもの（戸籍謄本）が必要になります。
備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

第2号様式（第6条関係）

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

㊞

医 療 機 関 記 入 欄 （ 主 治 医 が 記 入 す る こ と 。 ）			
ふ り が な	夫		妻
受 診 者 氏 名			
受 診 者 生 年 月 日		年 月 日 (歳)	
今 回 の 治 療 方 法	A B C D E F 該当する記号（※参照）に○を付けてください。		AまたはBの場合 1 体外受精 2 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ()		(精子回収の有無) 1 有 2 無
今 回 の 治 療 期 間 ※1	年 月 日 ～ 年 月 日		
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2		無
領 収 金 額	〔今回の治療にかかった金額合計 ※3 保険外診療に限る〕		
	特定不妊治療費（男性不妊治療費を除く） 領収金額 円		
	男性不妊治療費 ※4 領収金額 円		
備 考 ※ 5 (院外処方、その他)			

- ※1）治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
- ※2）日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。
- ※3）保険外診療の治療費額のみ記載してください。ただし、入院料、食事代、文書料、凍結胚の管理料など、直接治療に関係ない費用は含みません。
- ※4）主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。
- ※5）院外処方を指示した場合や、主治医の判断により治療の一部を他の医療機関で行った場合は、各指示内容をこの欄へ記載してください。この記載がないと助成対象とみなすことができません。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

別図(第5条関係)

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植				助成対象範囲		
	（自然薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	（自然薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵	新鮮胚移植			胚凍結		凍結胚移植		（胚移植のおおむね2週間後）		
				胚移植			黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法	7～10日	1日	10日	1日
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施											助成対象	
B	凍結胚移植を実施＊											助成対象	
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											助成対象	
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											助成対象	
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											助成対象	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											助成対象	
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											助成対象	
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											助成対象	

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(平成28年 9 月30日揭示済)

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則をここに公布する。

平成28年 9 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第61号

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般不妊治療等を受けている夫婦に対し、奈良市一般不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該夫婦の経済的な負担軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この規則において「一般不妊治療等」とは、医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる不妊治療（診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。第4条において同じ。）及び人工授精等（奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成28年奈良市規則第60号）に基づく特定不妊治療費助成金の交付の対象となる治療を除く。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して行う不妊治療
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

3 この規則において「自己負担額」とは、一般不妊治療等について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって被保険者又は被扶養者が負担した額から、当該法令に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担金に相当する額並びに法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合のその額に相当する額を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般不妊治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び額の算出方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。
- (4) 一般不妊治療等を受けた日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。

(助成対象)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が市内に住所を有する期間において産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする医療機関における一般不妊治療等に要した費用（不妊治療にあつては自己負担額、人工授精にあつては治療費の全額とし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。）及び一般不妊治療等に関し当該医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用とする。

(助成金の期間及び額)

第5条 助成する期間は、助成を開始した診療日の属する月から起算して2年とする。

2 助成金の額は、前条の対象経費の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1夫婦について、1年度当たりの助成金の額の上限は5万円、前項の期間における助成金の合計額の上限は10万円とする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書（別記第2号様式）
- (2) 医療機関等発行の領収書の写し
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号及び第5号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、第1項の申請の際、第3条第2号に該当することを証するため被保険者証を提示しなければならない。

4 第1項の申請は、一般不妊治療等を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に対象者がこの規則に基づく助成金に相当する助成を受けているとき（未交付である場合を含む。）は、当該助成をこの規則に基づく助成とみなして、第5条の規定を適用する。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市一般不妊治療費等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、助成の可否を決定するにあたり、高額療養費、付加給付等の支給について、奈良市が健康保険組合等の保険者へ確認すること、また、市民税課税状況等について、奈良市が公簿等により確認することに同意します。

		申 請 日	年 月 日									
		ふ り が な	生 年 月 日									
		氏 名	個 人 番 号									
申 請 者	夫		年 月 日生 (歳)									
	妻		年 月 日生 (歳)									
	住所 (※ 1)	〒 電話 ()										
	住所 (※ 2)	〒 電話 ()										

委任状

※個人番号を記入する場合において、夫婦の一方のみ（または代理人）が申請書を提出するときは、夫婦のもう一方（または両方）が、下記の委任状を必ず記入してください。

本申請について、代理人 (住所：) を私の代理として定め、その権限を委任します。

委任者の署名

①自己負担額		円	第 2 号様式に記載の金額									
②医療保険の給付等		円	高額療養費、付加給付等									
③申請額		円	(①－②) / 2 (上限 5 万円)									
加入医療保険 (夫)		【種別】国保・健保・船員・共済・その他 () 【保険者番号】 () 【区分】本人・被扶養者 【保険者名】 () 【記号番号】 ()										
加入医療保険 (妻)		【種別】国保・健保・船員・共済・その他 () 【保険者番号】 () 【区分】本人・被扶養者 【保険者名】 () 【記号番号】 ()										
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本 店 支 店 出張所		預 金 種 別		☐ 普 通 ☐ 当 座					
	(ふりがな) 口座名義人		口座 番号									

申請受理年月日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
	円	年度分	円

④交付済額	(年 月より助成開始)	年度分					円
		年度分					円
⑤交付決定額		円	受給者番号				

(注) 太枠の中をご記入ください。(申請者名…署名でない場合は、押印をお願いします。)

(※1) 夫婦の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場所に記入してください。

(添付書類)

- ① 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書(別記第2号様式)
- ② 医療機関等発行の領収書の写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(続柄記載の住民票の写し)
- ④ 夫及び妻の所得額を証明する書類(課税証明書等)

※初回申請に限り、申請に係る治療の開始日における夫婦の婚姻関係が分かるもの(戸籍謄本)が必要になります。

第2号様式（第6条関係）

奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書
(宛先) 奈良市長

年 月 日

医療機関等

住所

名称

代表者氏名

印

電話番号

以下のとおり一般不妊治療等を実施したことを証明します。

(ふりがな)	夫	生年月日	年	月	日
受診者氏名	妻	生年月日	年	月	日
当医療機関における不妊治療開始年月日			年	月	日
() 年度における治療期間		年	月	日	～ 年 月 日
検査・不妊 治療の内容	☐ 超音波検査 ☐ タイミング療法 ☐ ホルモン検査 ☐ 薬物療法 ☐ 子宮卵管造影検査 ☐ 排卵誘発法 ☐ クラミジア抗体検査 ☐ 手術療法 ☐ 精液検査 ☐ 人工授精 ☐ その他 ()				
院外処方の有無		☐ 有り ☐ 無し			
本人負担 額の内訳	区 分	医療機関分			薬局分
		保険診療分		保険診療以外の不妊治療等に係る本人負担額 (ただし、体外受精・顕微授精を除く。)	本人負担額
	診療点数	本人負担額			
	年4月分	点	円	円	円
	年5月分	点	円	円	円
	年6月分	点	円	円	円
	年7月分	点	円	円	円
	年8月分	点	円	円	円
	年9月分	点	円	円	円
	年10月分	点	円	円	円
	年11月分	点	円	円	円
	年12月分	点	円	円	円
	年1月分	点	円	円	円
	年2月分	点	円	円	円
	年3月分	点	円	円	円
計		円	円	円	
本人負担額 円					

(平成28年9月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第573号

公募型プロポーザル方式により、奈良市観光センター機能強化整備及びサービス施設運営の企画提案及び実施事業者を選定するので、次のとおり告示します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 施設の所在地及び名称
奈良市上三条町23番地の4
奈良市観光センター
- 2 公募事項
 - (1) 業務名
奈良市観光センター機能強化整備業務委託及びサービス施設運営
 - (2) 業務内容
観光センターの改修（機能強化整備）とサービス施設（飲食・物販店舗等）の運営
 - (3) 契約期間及び行政財産使用許可期間
 - ①機能強化整備（業務委託契約）
契約日から平成29年3月31日まで
 - ②サービス施設運営（行政財産使用許可）
平成29年4月1日から原則10年間

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第574号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業 務 名 奈良市公衆便所維持管理業務委託（JR奈良駅）
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 業務場所 奈良市三条本町1082番地
JR奈良駅高架下公衆便所
 - (4) 委託期間 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条及び第115条の10の規

定により公示します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定取消の内容

- (1) 事業者の名称 株式会社優友
- (2) 事業者の所在地 大阪府堺市堺区材木町西1丁1番
12号ヴィラ平成405号
- (3) 事業所の名称 ピーチ訪問介護ステーション
- (4) 事業所の所在地 奈良市西大寺赤田町一丁目4番26
号2F
- (5) 取消年月日 平成28年10月1日
- (6) サービス種類 訪問介護、介護予防訪問介護
(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第576号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事（その2）
ほか33件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、
予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出
価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第577号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
測量設計業務委託（正田町地内・中部第1333号線）
（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、
最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第578号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 電線類美化事業にかかる測量設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市林小路町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年 3 月17日まで
- (4) 業務概要 委託延長 L = 500m
地下構造物設計一式 道路設計一式
応用測量一式
- (5) 予定価格 11,950千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 8,751千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第579号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

【介護予防訪問介護・訪問介護】

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 物 品 名 携帯型デジタル簡易無線機（登録局）
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の 1
奈良市消防局総務課
- (4) 納入期限 平成28年12月28日
- (5) 担 当 課 奈良市消防局総務課
電話 0742-35-1199

以下省略

(平成28年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第580号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第 2 号の規定により公示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102808	奈良市中山町43番地	サポートセンター 花花	奈良県生駒市鹿ノ台北 1 丁目25番地の 1	株式会社 椿井	平成28年 8 月31日

(平成28年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第581号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項、第 42条の 2 第 1 項及び第53条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定

介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第 1 号、第78条の11第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により公示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100428	奈良市石木町800	エリシオン巡回型 ステーション	奈良市石木町800	医療法人仁誠会	平成28年 9 月 1 日
2970107302	奈良市宝来四丁目 4 - 12	リールデイサービ ス宝来	奈良市大宮町六丁目 1 番 地 8 新大宮公健ビル 6 階	株式会社リールス テージ	平成28年 9 月 1 日
2970107310	奈良市高天市町22番地 3	リールデイサービ ス高天市	奈良市大宮町六丁目 1 番 地 8 新大宮公健ビル 6 階	株式会社リールス テージ	平成28年 9 月 1 日
2970107328	奈良市西九条町二丁目 4 - 3	リールデイサービ ス西九条	奈良市大宮町六丁目 1 番 地 8 新大宮公健ビル 6 階	株式会社リールス テージ	平成28年 9 月 1 日
2970107336	奈良市南京終町六丁目 568番地 9	訪問介護おっはー	奈良市南京終町646番地	株式会社協阪	平成28年 9 月 1 日
2970107344	奈良市中山町43番地	サポートセンター 花花	奈良市朝日町一丁目 5 番 地の12	株式会社花花	平成28年 9 月 1 日

地域密着： 2990100436 介護予防： 2970107351	奈良市学園北一丁目15番 1号102号室	ききょうデイサー ビス	奈良市杉ヶ町33番地3	株式会社月芳	平成28年 9月1日
--	-------------------------	----------------	-------------	--------	---------------

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着【（介護予防）通所介護】

型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第115条の10第2号及び第115条の20第2号の規定により公示します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106254	奈良市高天市町22-3	デイサロン八重桜	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	3150001009097	平成28年8月31日
2970105959	奈良市宝来4-4-12	デイサービス八重桜宝来	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	3150001009097	平成28年8月31日
2070102600	奈良市西九条町2-4-3	デイ&ナイトサービス八重桜	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	3150001009097	平成28年8月31日

【（介護予防）訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106957	奈良市西大寺芝町1丁目5-6	ケアサービス寿寿西大寺	大阪府東大阪市横小路町4-6-18	株式会社寿寿	9122001013200	平成28年8月15日

【（介護予防）認知症対応型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2990100071	奈良県奈良市南紀寺町5-53-5	ハートランドケアデイサービス紀寺	奈良県生駒郡三郷町勢野北4-13-1	一般財団法人信貴山病院	9150005003264	平成28年8月31日

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第583号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成28年9月1日	すいれん薬局	奈良市学園朝日町2-12	すいれん薬局 森本 勢通子

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市告示第584号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

- 3 処分年月日
平成28年 9 月 1 日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成28年 2 月 2 日、同月 4 日、同月 8 日、同月12日、
同月14日、同月16日、同月19日、同月22日及び同月25日
(平成28年 9 月 1 日掲示済)

奈良市告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第 1 号の規定に基づき告示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日 平成28年 9 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102553	株式会社花花	631-0014	奈良県奈良市朝日町一丁目 5 番地の 12	サポートセンター花花	631-0012	奈良県奈良市中山町43	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
2910102561	株式会社協阪	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	訪問介護 おっはー	630-8141	奈良県奈良市南京終町六丁目568番地 9	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

(平成28年 9 月 1 日掲示済)

奈良市告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第 1 項第 1 号

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第 2 項第 1 号の規定に基づき告示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日 平成28年 9 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100710	特定非営利活動法人和合会	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	C O C O L O	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	計画相談支援

(平成28年 9 月 1 日掲示済)

奈良市告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第 2 号の規定に基づき告示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 廃止年月日 平成28年 8 月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100433	株式会社椿井	631-0012	奈良県奈良市中山町43	サポートセンター花花	631-0012	奈良県奈良市中山町43	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
2910102066	特定非営利活動法人和合会	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	障害福祉サービス事業所C O C O L O	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	生活介護

(平成28年 9 月 1 日掲示済)

奈良市告示第588号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年奈良市条例第12号）第14条第 1 項の規定により都市景観形成建築物

等の指定をしたので、同条第 6 項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成 2 年奈良市規則第21号）第 8 条の規定により次のとおり告示します。

平成28年 9 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	森川家堀
所 在 地	奈良市鵠町12番 1
概 要	焼杉腰板張り漆喰塗堀 延長5.8m

(平成28年 9 月 1 日揭示済)

奈良市告示第589号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年 9 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市秋篠町、学園南三丁目、西大寺芝町二丁目、三条大路三丁目、敷島町一丁目、敷島町二丁目、四条大路五丁目、平松二丁目、平松三丁目、平松五丁目、法蓮町、

三碓三丁目及び六条一丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年 9 月 2 日から平成28年 9 月16日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年 9 月16日までに必着するように提出してください。

(平成28年 9 月 2 日揭示済)

奈良市告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 9 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	PAL訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄西町二丁目 8 番14	平成28年 6 月20日
新	PAL訪問看護ステーション	奈良県奈良市柏木町509－ 1 －212	

(平成28年 9 月 2 日揭示済)

奈良市告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 9 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
	ばればれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市四条大路二丁目860－ 1	平成28年 2 月29日

(平成28年 9 月 2 日揭示済)

奈良市告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 9 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	沢井病院ケアプランセンター	奈良県奈良市法蓮町602番地 1	一般財団法人沢井病院	平成28年 7 月11日
新	沢井病院ケアプランセンター	奈良県奈良市法蓮町986番地 2	一般財団法人沢井病院	
旧	PAL訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄西町二丁目 8 番14	株式会社PAL GLAD	平成28年 6 月20日
新	PAL訪問看護ステーション	奈良県奈良市柏木町509－ 1 －212	株式会社PAL GLAD	

(平成28年 9 月 2 日揭示済)		介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により告示します。 平成28年 9 月 2 日 奈良市長 仲 川 元 庸	
奈良市告示第593号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第50条の 2 の規定により指定			
指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年 2 月29日
ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市四条大路二丁目860－ 1		
株式会社 ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2 番15号		
福祉相談サービスセンター・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11－ 7	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年 5 月 1 日
特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地の 4		
エルケア株式会社 エルケア新大宮ケアセンター	奈良県奈良市大宮町五丁目 3 番14号 不動ビル201号室		
エルケア株式会社	大阪府大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号 梅田センタービル25階	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年 7 月31日
(平成28年 9 月 2 日揭示済)		7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料） 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742－34－1111代表 (平成28年 9 月 2 日揭示済)	
奈良市告示第594号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。 平成28年 9 月 2 日 奈良市長 仲 川 元 庸			
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。			
2 移動年月日 平成28年 9 月 2 日			
3 移動対象区域 J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域			
4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288－ 1 奈良市自転車等保管施設			
5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。			
6 引取時間 午前 9 時から午後 4 時30分まで		奈良市告示第595号 公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。 平成28年 9 月 5 日 奈良市長 仲 川 元 庸	
		1 入札に付する公有財産物件 以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。	

(土地1件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
土地-1	奈良市 佐保台西町 (旧人権啓発 センター) (建物付)	奈良市 佐保台西町	114-3 115-4	宅 地	1000.02㎡ 194.02㎡	99,000,000	9,900,000
			家屋 番号	種類	構造		
			114-3	事務所	鉄筋コンク リート造 3階建		

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の
入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年9月5日揭示済)

奈良市告示第596号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を
実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市
（自動車7件）

規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、
ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインター
ネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官
公庁オークション）による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量 (L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	トヨタカローラバン	平成13年1月	1.49	10,000	1,000
車-2	ホンダパートナー	平成13年3月	1.49	10,000	1,000
車-3	マツダファミリアバン	平成11年6月	1.49	10,000	1,000
車-4	ダイハツハイゼットカーゴ	平成14年2月	0.65	10,000	1,000
車-5	ダイハツハイゼットカーゴ(2)	平成14年2月	0.65	10,000	1,000
車-6	トヨタスプリンターバン	平成8年5月	1.49	10,000	1,000
車-7	消防積載車（軽自動車）	平成5年	0.65	50,000	5,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の
入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年9月5日揭示済)

奈良市告示第597号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21
号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの
で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

以下省略

(平成28年9月5日揭示済)

奈良市告示第598号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年9月5日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺
及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年9月5日揭示済)

奈良市告示第599号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基
づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計
算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所
等が不明のため送達することができないので、地方税法（

昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年 9 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

（平成28年 9 月 5 日揭示済）

奈良市告示第600号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 9 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 嘱託登記業務委託（六条三丁目地内他・六条石木線他）

(2) 業務場所 奈良市六条三丁目地内他

(3) 業務期間 契約の日から平成29年 3 月31日まで

(4) 業務概要 嘱託登記業務一式

(5) 予定価格 11,740円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格 7,044円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年 9 月 6 日揭示済）

奈良市告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 9 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市川久保町 6 - 1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定介護予防福祉用具販売	平成28年 6 月30日
ホームケア株式会社	大阪府大阪市中央区内本町 1 - 1 - 10		

（平成28年 9 月 6 日揭示済）

奈良市告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 9 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年 8 月 8 日
アップル薬局	奈良県奈良市宝来三丁目 3 - 20		
株式会社アップル薬局	奈良県奈良市宝来三丁目 3 - 20		
はるかぜ薬局	奈良県奈良市西紀寺町38番地	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年 9 月 1 日
株式会社 麗	奈良県奈良市佐紀町2139番地の4		

（平成28年 9 月 6 日揭示済）

奈良市告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年9月6日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年8月9日 奈良市指令整開 第16A-21号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年9月6日 第1538号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1920番11及び1920番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和高田市北土庫160-5

松田 博子

(平成28年9月6日揭示済)

奈良市告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年9月8日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
高塚 秀樹		はり・きゅう	平成28年8月29日
アキュモ鍼灸院	奈良県奈良市青山二丁目2-14		
大須賀 潤		はり・きゅう	平成28年8月29日
アキュモ鍼灸院	奈良県奈良市青山二丁目2-14		

(平成28年9月8日揭示済)

奈良市告示第605号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月8日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項
 - 調達案件名
休日夜間応急診療所等で使用する電力調達
 - 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
 - 調達場所
別紙仕様書のとおり
 - 調達期間
平成29年3月1日から平成30年2月28日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
 - 各施設担当課
別紙担当課一覧のとおり
 - 入札方法
入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年9月8日揭示済)

奈良市告示第606号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年9月8日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年9月8日揭示済)

奈良市告示第607号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年 9 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市平松五丁目30番 3 - 1 号
申 請 者 氏 名	リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道 路 の 位 置	奈良市疋田町二丁目641番の一部
道 路 の 幅 員	最大4.12m 最小4.12m
道 路 の 延 長	27.90m
指 定 年 月 日	平成28年 9 月 9 日
指 定 番 号	第H2804号

(平成28年 9 月 9 日揭示済)

奈良市告示第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路（昭和44年 6 月25日第44019号）を次のとおり形状変更の指定をしたので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年 9 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市西大寺東町二丁目 1 番63号
申 請 者 氏 名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道 路 の 位 置	奈良市六条町235番16の一部及び235番17
変 更 部 分	転回広場の形状変更（8.25×7.93）
指 定 年 月 日	平成28年 9 月12日
指 定 番 号	第H2809号

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田村医院	奈良県奈良市東城戸町29	平成28年 7 月31日
木田歯科医院	奈良県奈良市窪之庄町123- 4	平成28年 7 月31日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57- 3	平成28年 7 月31日
ひよこ薬局	奈良県奈良市菅原町649- 1	平成28年 7 月31日

(平成28年 9 月12日揭示済)

奈良市告示第611号

(平成28年 9 月12日揭示済)

奈良市告示第609号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第77条第 1 項及び第115条の 9 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第 3 号及び第115条の10第 3 号の規定により公示します。

平成28年 9 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定取消の内容

- (1) 事 業 所 の 名 称 アコール訪問看護ステーション
- (2) 事業所の所在地 奈良市あやめ池南一丁目 1 番14号
- (3) 取 消 年 月 日 平成28年 9 月30日
- (4) サ ー ビ ス 種 類 訪問看護、介護予防訪問看護

(平成28年 9 月12日揭示済)

奈良市告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 9 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 3 の規定により告示します。

平成28年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
もりもとクリニック	奈良県奈良市南京終町710-1	平成28年9月12日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	平成28年8月1日
きらら薬局 阪奈菅原店	奈良県奈良市菅原町649-1	平成28年8月1日
サン薬局 京終店	奈良県奈良市南京終町710番地1	平成28年9月1日

(平成28年9月12日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
エリシオン巡回型ステーション	奈良県奈良市石木町800	定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成28年9月1日
医療法人仁誠会	奈良県奈良市石木町800		
リールデイサービス宝来	奈良県奈良市宝来四丁目4-12	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年9月1日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地8 新大宮公健ビル6階		
リールデイサービス高天市	奈良県奈良市高天市町22番地3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年9月1日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地8 新大宮公健ビル6階		
リールデイサービス西九条	奈良県奈良市西九条町二丁目4-3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年9月1日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地8 新大宮公健ビル6階		
訪問介護おっはー	奈良県奈良市南京終町六丁目568番地9	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年9月1日
株式会社協阪	奈良県奈良市南京終町646番地		
サポートセンター花花	奈良県奈良市中山町43番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年9月1日
株式会社花花	奈良県奈良市朝日町一丁目5番地の12		
ききょうデイサービス	奈良県奈良市学園北一丁目15番1号102号室	地域密着型通所介護	平成28年9月1日
株式会社月芳	奈良県奈良市杉ヶ町33番地3		

ききょうデイサービス		奈良県奈良市学園北一丁目15番 1 号102号室	介護予防 通所介護	平成28年 9 月 1 日
株式会社月芳		奈良県奈良市杉ヶ町33番地 3		
(平成28年 9 月12日揭示済)			を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。 平成28年 9 月12日 奈良市長 仲 川 元 庸	
奈良市告示第613号				
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業				
指定施術者の氏名			廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称		施術所の所在地		
漆畑 将大			柔道整復	平成28年 5 月 2 日
つつみ鍼灸整骨院		奈良県奈良市六条一丁目 1 番 12号		
(平成28年 9 月12日揭示済)			1 送達をすべき文書 差押調書（謄本） 2 送達を受けるべき者 省略 (平成28年 9 月12日揭示済)	
奈良市告示第614号				
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。 平成28年 9 月12日 奈良市長 仲 川 元 庸				
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成28年 9 月11日 3 移動対象区域 J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成28年 9 月12日揭示済)				
奈良市告示第615号				
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成28年 9 月12日 奈良市長 仲 川 元 庸				
奈良市告示第616号				
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。 平成28年 9 月13日 奈良市長 仲 川 元 庸				
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成28年 9 月13日 3 移動対象区域 J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成28年 9 月13日揭示済)				
奈良市告示第617号				
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 3 の規定により告示します。 平成28年 9 月13日 奈良市長 仲 川 元 庸				
医療機関の名称		医療機関の所在地		指定年月日
こんどう泌尿器科・内科クリニック		奈良県奈良市南京終町710－ 1		平成28年 9 月12日
(平成28年 9 月13日揭示済)				

奈良市告示第618号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第7条第1項の規定により次の場所を自転車等放置禁止区域に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年9月14日

奈良市長 仲川元庸

J R奈良駅周辺（別図のとおり）

別図省略

（平成28年9月14日揭示済）

奈良市告示第619号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成28年9月15日揭示済）

奈良市告示第620号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

第2工区（西谷）法面成形工事ほか15件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年9月15日揭示済）

奈良市告示第621号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

伏見分団菅原町ポンプ格納庫増築に伴う建築設計業務委託（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年9月15日揭示済）

奈良市告示第622号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 月ヶ瀬小中一貫校建設に伴う高圧受変電設備設置工事

(2) 工事場所 奈良市月ヶ瀬尾山2551番地

(3) 工事期間 契約の日から平成29年3月31日まで

(4) 工事概要 電気設備工事一式 建築工事一式

(5) 予定価格 25,470千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 21,266千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成28年9月15日揭示済）

奈良市告示第623号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年9月15日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年9月15日揭示済）

奈良市告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
北部第699号線	芝辻町85番10地先から	芝辻町11番22地先まで	L = 231.0 W = 16.0	

(平成28年 9 月15日揭示済)

奈良市告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市西大寺小坊町 4 番 4 号
申 請 者 氏 名	山本 和子
道 路 の 位 置	奈良市西大寺北町二丁目450番 3、 457番、458番 2 の各一部、450番 2
道 路 の 幅 員	最大 4 m 最小 4 m
道 路 の 延 長	38.8m
指 定 年 月 日	平成28年 9 月16日
指 定 番 号	第H2805号

(平成28年 9 月16日揭示済)

奈良市告示第626号

平成25年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成28年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 9 月16日揭示済)

奈良市告示第627号

平成26年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成28年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 9 月16日揭示済)

奈良市告示第628号

平成27年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成28年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 9 月16日揭示済)

奈良市告示第629号

平成28年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成28年 9 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 9 月16日揭示済)

奈良市告示第630号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成28年 9 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 9 月 6 日	大前 美奈子	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1 - 15	呼吸器内科 (呼吸器機能障害)
平成28年 9 月 7 日	開道 貴信	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	脳神経外科 (視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語 機能障害 肢体不自由)
平成28年 9 月12日	原田 幸児	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1 - 15	内科・腎臓内科 (肢体不自由 心臓機能 障害 じん臓機能障害)

(平成28年 9 月20日揭示済)

奈良市告示第631号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年 9 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 9 月 9 日	中瀬 有遠	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番 1 号	消化器外科 (ぼうこう・直腸機能障害)

(平成28年 9 月20日揭示済)

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第632号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 9 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	小河 勝 奈良市二名四丁目 1193番地の36	森本 英嗣 奈良市二名四丁目 1193番地の25

2 変更の年月日

平成28年 4 月10日

(平成28年 9 月20日揭示済)

奈良市告示第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 9 月20日

1 許可の年月日及び番号

平成28年 7 月20日 奈良市指令整開 第16A - 12号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 9 月20日 第1539号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条町163番 1、164番 1、200番 1 及び202番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目11番 2 号

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

(平成28年 9 月20日揭示済)

奈良市告示第634号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 9 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業概要

本事業は、「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」を活用し、パソコンからの情報持ち出し不可設定及びパソコンへのアクセス制御（二要素認証）を導入することで、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るものである。

なお、ネットワーク分離に係る作業は既存事業者が、

LGWAN接続系等に新規で設置するサーバ構築については、LGWAN接続系システム等構築事業者（「奈良市情報セキュリティ強化対策事業（LGWAN接続系システム等構築業務）」における構築事業者）がこれを行う。

2 事業範囲

(1) 事業内容

ア 機器の導入

イ 設計

作業計画、システム・運用設計、セキュリティ設計、システム設計、移行設計

ウ 設置

機器等の設置、LAN 敷設等

エ. 設定

サーバ設定（データ、環境移行含む）、パソコン設定（展開スケジュール等調整作業含む）

(2) 本稼働の予定日

平成29年 3 月 1 日

(3) 作業実施場所

- ・奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所中央棟 6 階 情報政策課内
- ・奈良市内サーバ室内
- ・他、「（別添 1）入札仕様書」の「（別紙 2）設定実施場所一覧」に記載の拠点

(4) 仕様

詳細な仕様は、「（別添 1）入札仕様書」のとおり

以下省略

(平成28年 9 月21日揭示済)

奈良市告示第635号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 9 月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業概要

本事業は、総務省より提示された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」の指針に基づき、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るものである。

なお、ネットワーク分離に係る作業は既存事業者、パソコンからの情報持ち出し不可設定及びパソコンへのアクセス制御（二要素認証）システムについては、二要素認証システム等構築事業者（「二要素認証・媒体制御システム構築業務委託」における構築事業者）がこれを行う。

2 事業範囲

(1) 事業内容

ア 導入

機器（ソフトウェアライセンス含む）等の導入・設置

イ 設計

作業計画、システム・運用設計、セキュリティ設計、システム設計、移行設計

ウ 設置

機器等の設置、LAN敷設、電源敷設等

エ 設定

サーバ設定（データ、環境移行含む）、パソコン設定（展開スケジュール等調整作業含む）

オ 運用保守

ハードウェア・ソフトウェア保守、運用サポート

(2) 本稼働の予定日

平成29年 3 月 1 日

(3) 作業実施場所

- ・奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所中央棟 6 階 情報政策課内
- ・奈良市内サーバ室内
- 他、「（別添 1）入札仕様書」の「（別紙 2）設定実施場所一覧」に記載の拠点

(4) 仕様

詳細な仕様は、「（別添 1）入札仕様書」のとおり

以下省略

(平成28年 9 月21日揭示済)

奈良市告示第636号

平成28年10月23日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 3 項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第 4 項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数及びその予備委員の数を次のとおり定めたので、同条第 1 項及び第 4 項の規定により公告します。

平成28年 9 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 8 人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 0 人 |
| 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 4 人 |
| 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 | 0 人 |

(平成28年 9 月26日揭示済)

奈良市告示第637号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 9 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成28年9月20日
- 3 移動対象区域
J R 近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄
駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- (平成28年9月26日揭示済)

奈良市告示第638号

平成28年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲
げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第
219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年9月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成28年度奈良市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成28年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）
- 3 平成28年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号
）

平成28年度奈良市一般会計
補正予算（第2号）

平成28年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610,790千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,276,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15. 国庫支出金		23,921,597	92,553	24,014,150
	1. 国庫負担金	19,239,817	4,669	19,244,486
	3. 国庫委託金	121,008	1,054	122,062
	4. 国庫交付金	1,461,402	86,830	1,548,232
20. 繰越金		90,617	562,423	653,040
21. 諸収入	1. 繰越金	90,617	562,423	653,040
	4. 雑入	3,368,480	9,514	3,377,994
		1,836,855	9,514	1,846,369
22. 市債		12,957,200	△ 53,700	12,903,500
	1. 市債	12,957,200	△ 53,700	12,903,500
歳入合計		128,665,421	610,790	129,276,211

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2. 総務費		14,957,218	17,454	14,974,672
	1. 総務管理費	10,930,409	8,000	10,938,409
3. 民生費	2. 企画費	1,874,401	9,454	1,883,855
		55,986,332	490,922	56,477,254
	1. 社会福祉費	25,200,368	208,643	25,409,011
4. 衛生費	2. 児童福祉費	17,391,489	89,968	17,481,457
	3. 生活保護費	13,186,359	192,311	13,378,670
		11,136,448	75,610	11,212,058
9. 土木費	1. 保健衛生費	1,834,067	53,000	1,887,067
	2. 保健所費	1,839,877	22,610	1,862,487
10. 消防費		9,585,795	226,750	9,812,545
	2. 道路橋梁費	2,572,827	226,750	2,799,577
11. 教育費		3,839,467	1,054	3,840,521
	1. 消防費	3,839,467	1,054	3,840,521
		11,236,678	△ 208,000	11,028,678
12. 災害復旧費	2. 小学校費	2,188,874	△ 237,000	1,951,874
	3. 中学校費	674,760	29,000	703,760
		39,000	7,000	46,000
歳出合計	土木施設 2. 災害復旧費	32,000	7,000	39,000
		128,665,421	610,790	129,276,211

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
明治小学校校舎改築事業	平成28年度から 平成29年度まで	千円 271,000

平成28年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,831,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 147,900	千円 185,900
道路事業	1,357,600	1,452,600
義務教育施設整備事業	1,140,100	951,100
災害復旧事業	35,600	37,900
計	12,957,200	12,903,500

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		千円 8,944,054	千円 5,994	千円 8,950,048
	2. 国庫補助金	2,186,164	5,994	2,192,158
4. 交 費 給 付 金				
	権養給付金	1,305,978	68,916	1,374,894
9. 繰 入 金	療養給付金	1,305,978	68,916	1,374,894
	1. 交	2,795,931	239	2,796,170
10. 繰 越 金	2. 基金繰入金	—	239	239
		—	55,931	55,931
	1. 繰 越 金	—	55,931	55,931
	歳 入 合 計	43,700,000	131,080	43,831,080

(註) 「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 343,236	千円 5,994	千円 349,230
	1. 総務管理費	267,168	5,994	273,162
11. 諸 支 出 金		45,800	125,086	170,886
	還 付 及 び 1. 還 付 加 算 金	41,000	125,086	166,086
歳 出 合 計		43,700,000	131,080	43,831,080

平成28年度奈良市介護保険
特別会計補正予算 (第2号)

平成28年度奈良市の介護保険特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,231,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		千円 —	千円 15,153	千円 15,153
	1. 繰越金	—	15,153	15,153
歳入	合計	28,216,100	15,153	28,231,253

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		千円 12,300	千円 15,153	千円 27,453
	償還金及び 1. 還付加算金	12,300	15,153	27,453
歳出	合計	28,216,100	15,153	28,231,253

(平成28年9月28日揭示済)

奈良市告示第639号

平成28年奈良市議会9月定例会において認定の議決がなされた次に掲げる奈良市歳入歳出決算及び奈良市公営企業決算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年9月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成27年度奈良市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成27年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算
- 3 平成27年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 平成27年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成27年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成27年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成27年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 9 平成27年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 10 平成27年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算
- 11 平成27年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

- 12 平成27年度奈良市病院事業会計決算
- 13 平成27年度奈良市水道事業会計決算
- 14 平成27年度奈良市都祁水道事業会計決算
- 15 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算
- 16 平成27年度奈良市下水道事業会計決算

平成27年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市一般会計歳入歳出決算書

(単位 円)

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との 比	較
1 市税		51,669,346,000	54,415,617,762	51,755,889,316	231,100,886	2,428,627,560		86,543,316
	1 市民税	26,287,991,000	26,986,669,351	25,967,944,882	110,738,880	907,985,589		△320,046,118
	2 固定資産税	18,916,140,000	20,380,997,340	19,252,849,583	65,300,599	1,062,847,158		336,709,583
	3 軽自動車税	450,163,000	510,839,703	452,047,127	7,597,411	51,195,165		1,884,127
	4 市たばこ税	1,895,622,000	1,886,562,371	1,886,562,371	0	0		△9,059,629
	5 特別土地保有税	194,000	194,813,395	0	33,342,650	161,470,745		△194,000
	6 入湯税	6,466,000	5,292,150	5,292,150	0	0		△1,173,850
	7 事業所税	934,498,000	966,110,983	942,266,134	482,083	23,362,766		7,768,134
2 地方譲与税	8 都市計画税	3,178,272,000	3,484,332,469	3,248,927,069	13,639,263	221,766,137		70,655,069
		830,000,000	765,040,013	765,040,013	0	0		△64,959,987
	1 地方揮発油譲与税	260,000,000	232,386,000	232,386,000	0	0		△27,614,000
	2 自動車重量譲与税	570,000,000	532,654,000	532,654,000	0	0		△37,346,000
3 利子割交付金	3 地方道路譲与税	0	13	13	0	0		13
		200,000,000	148,476,000	148,476,000	0	0		△51,524,000
	1 利子割交付金	200,000,000	148,476,000	148,476,000	0	0		△51,524,000
4 配当割交付金		850,000,000	622,225,000	622,225,000	0	0		△227,775,000
	1 配当割交付金	850,000,000	622,225,000	622,225,000	0	0		△227,775,000
5 株式等譲渡所得割交付金		450,000,000	584,577,000	584,577,000	0	0		134,577,000

(単位 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との 比 較
		1 株式等譲渡所得割交付金	450,000,000	584,577,000	584,577,000	0	0	134,577,000
6	地方消費税交付金		5,400,000,000	5,994,042,000	5,994,042,000	0	0	594,042,000
		1 地方消費税交付金	5,400,000,000	5,994,042,000	5,994,042,000	0	0	594,042,000
7	ゴルフ場利用税交付金		300,000,000	283,257,738	283,257,738	0	0	△16,742,262
		1 ゴルフ場利用税交付金	300,000,000	283,257,738	283,257,738	0	0	△16,742,262
8	自動車取得税交付金		180,000,000	175,440,000	175,440,000	0	0	△4,560,000
		1 自動車取得税交付金	180,000,000	175,440,000	175,440,000	0	0	△4,560,000
9	国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,434,000	3,231,000	3,231,000	0	0	△203,000
		1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,434,000	3,231,000	3,231,000	0	0	△203,000
10	地方特例交付金		175,396,000	175,396,000	175,396,000	0	0	0
		1 地方特例交付金	175,396,000	175,396,000	175,396,000	0	0	0
11	地方交付税		15,052,156,000	15,054,906,000	15,054,906,000	0	0	2,750,000
		1 地方交付税	15,052,156,000	15,054,906,000	15,054,906,000	0	0	2,750,000
12	交通安全対策特別交付金		50,000,000	49,026,000	49,026,000	0	0	△974,000
		1 交通安全対策特別交付金	50,000,000	49,026,000	49,026,000	0	0	△974,000

(単位 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との 比 較
1 3 分担金及び負担金		1 分 担 金	1,717,185,000	1,616,729,819	1,559,674,463	3,879,299	53,176,057	△157,510,537
		2 負 担 金	1,450,000	1,110,000	1,110,000	0	0	△340,000
1 4 使用料及び手数料		1 使 用 料	1,715,735,000	1,615,619,819	1,558,564,463	3,879,299	53,176,057	△157,170,537
		2 手 数 料	2,449,987,000	2,704,119,436	2,094,939,257	69,350,610	539,829,569	△355,047,743
1 5 国庫支出金		1 使 用 料	1,728,391,000	2,067,048,366	1,478,689,063	69,328,044	519,031,259	△249,701,937
		2 手 数 料	721,596,000	637,071,070	616,250,194	22,566	20,798,310	△105,345,806
1 6 国庫支出金			24,841,487,000	23,261,972,787	23,261,972,787	0	0	△1,579,514,213
		1 国庫負担金	19,095,049,000	19,134,494,497	19,134,494,497	0	0	39,445,497
		2 国庫補助金	2,816,891,000	2,040,350,085	2,040,350,085	0	0	△776,540,915
		3 国庫委託金	133,557,000	127,392,980	127,392,980	0	0	△6,164,020
1 7 財産収入		4 国庫交付金	2,795,990,000	1,959,735,225	1,959,735,225	0	0	△836,254,775
			7,295,356,000	7,217,706,762	7,217,706,762	0	0	△77,649,238
		1 県負担金	5,455,310,000	5,512,808,986	5,512,808,986	0	0	57,498,986
		2 県補助金	1,461,026,000	1,334,926,656	1,334,926,656	0	0	△126,099,344
1 7 財産収入		3 県委託金	301,138,000	292,562,748	292,562,748	0	0	△8,575,252
		4 県交付金	77,882,000	77,408,372	77,408,372	0	0	△473,628
			411,753,000	456,861,768	456,861,768	0	0	45,108,768
		1 財産運用収入	75,430,000	97,388,982	97,388,982	0	0	21,958,982
1 7 財産収入		2 財産売却収入	336,323,000	359,472,786	359,472,786	0	0	23,149,786

(単位 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との 比 較
1 8	寄 附 金		274,100,000	265,333,748	265,333,748	0	0	△8,766,252
1 9	繰 入 金	1 寄 附 金	274,100,000	265,333,748	265,333,748	0	0	△8,766,252
2 0	繰 越 金	1 基 金 繰 入 金	640,976,000	374,432,964	374,432,964	0	0	△266,543,036
2 1	諸 収 入	1 繰 越 金	717,330,000	717,329,591	717,329,591	0	0	△409
		1 繰 越 金	717,330,000	717,329,591	717,329,591	0	0	△409
		1 延滞金・加算金及び 過料	190,001,000	352,297,887	352,297,887	0	0	162,296,887
		2 預 金 利 子	2,910,000	2,355,399	2,355,399	0	0	△554,601
		3 貸付金元利収入	1,212,829,000	1,272,622,539	1,215,706,569	13,045,133	43,870,837	2,877,569
		4 雑 入	1,813,952,000	3,014,032,044	1,638,117,031	30,965,108	1,344,949,905	△175,834,969
2 2	市 債		17,514,700,000	12,991,000,000	12,991,000,000	0	0	△4,523,700,000
		1 市 債	17,514,700,000	12,991,000,000	12,991,000,000	0	0	△4,523,700,000
歳 入	合 計		134,242,898,000	132,518,029,257	127,759,234,293	348,341,036	4,410,453,928	△6,483,663,707

(単位 円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
1 議 会 費		773,897,000	749,948,936	0	23,948,064	23,948,064
	1 議 会 費	773,897,000	749,948,936	0	23,948,064	23,948,064
2 総 務 費		16,074,774,000	14,662,049,429	759,613,000	653,111,571	1,412,724,571
	1 総 務 管 理 費	11,868,090,000	10,859,684,862	556,026,000	452,379,138	1,008,405,138
	2 企 画 費	1,773,268,000	1,559,192,560	118,543,000	95,532,440	214,075,440
	3 徴 税 費	1,322,774,000	1,258,219,088	0	64,554,912	64,554,912
	4 戸籍住民基本台帳費	685,143,000	584,789,398	85,044,000	15,309,602	100,353,602
	5 選 挙 費	147,615,000	144,546,638	0	3,068,362	3,068,362
	6 統 計 調 査 費	194,610,000	180,892,709	0	13,717,291	13,717,291
3 民 生 費		83,274,000	74,724,174	0	8,549,826	8,549,826
		54,937,511,000	53,035,707,027	458,817,000	1,442,986,973	1,901,803,973
	1 社 会 福 祉 費	24,462,251,000	23,361,493,731	446,017,000	654,740,269	1,100,757,269
	2 児 童 福 祉 費	17,044,418,000	16,469,274,726	12,800,000	562,343,274	575,143,274
	3 生 活 保 護 費	13,265,592,000	13,040,886,589	0	224,705,411	224,705,411
	4 国民年金事務費	165,250,000	164,051,981	0	1,198,019	1,198,019
		10,803,607,000	9,999,300,253	360,148,000	444,158,747	804,306,747
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	1,916,443,000	1,836,169,194	22,000,000	58,273,806	80,273,806
	2 保 健 所 費	1,855,003,000	1,726,229,125	0	128,773,875	128,773,875
	3 清 掃 費	6,327,612,000	5,734,265,301	338,148,000	255,198,699	593,346,699

(単位 円)

歳 出 款	項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
	4 上水道費	704,549,000	702,636,633	0	1,912,367	1,912,367
5 労働費		123,839,000	121,252,157	0	2,586,843	2,586,843
	1 労働諸費	123,839,000	121,252,157	0	2,586,843	2,586,843
6 農林水産業費		564,582,000	471,735,684	0	92,846,316	92,846,316
	1 農林費	564,582,000	471,735,684	0	92,846,316	92,846,316
7 商工費		1,987,309,000	1,968,946,178	0	18,362,822	18,362,822
	1 商工費	1,987,309,000	1,968,946,178	0	18,362,822	18,362,822
8 観光費		1,217,137,000	1,078,603,527	67,700,000	70,833,473	138,533,473
	1 観光費	1,217,137,000	1,078,603,527	67,700,000	70,833,473	138,533,473
9 土木費		8,968,249,000	8,358,210,985	294,331,000	315,707,015	610,038,015
	1 土木管理費	124,993,000	106,505,239	0	18,487,761	18,487,761
	2 道路橋梁費	2,475,595,000	2,184,300,920	164,554,000	126,740,080	291,294,080
	3 河川費	302,122,000	230,457,304	48,549,000	23,115,696	71,664,696
	4 都市計画費	3,517,125,000	3,331,908,552	81,228,000	103,988,448	185,216,448
	5 下水道費	2,046,000,000	2,046,000,000	0	0	0
	6 住宅費	502,414,000	459,038,970	0	43,375,030	43,375,030
10 消防費		5,327,610,000	5,212,309,048	0	115,300,952	115,300,952
	1 消防費	5,327,610,000	5,212,309,048	0	115,300,952	115,300,952
11 教育費		15,700,159,000	12,161,683,197	2,638,761,000	899,714,803	3,538,475,803

(単位 円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
		1 教育総務費	2,680,468,000	2,544,246,311	0	136,221,689	136,221,689
		2 小学校費	3,908,404,000	2,568,805,900	1,278,571,000	61,027,100	1,339,598,100
		3 中学校費	3,009,251,000	1,448,758,348	1,345,350,000	215,142,652	1,560,492,652
		4 高等学校費	1,116,476,000	933,167,780	0	183,308,220	183,308,220
		5 幼稚園費	1,120,080,000	1,045,050,223	1,000,000	74,029,777	75,029,777
		6 社会教育費	1,530,325,000	1,398,675,933	13,840,000	117,809,067	131,649,067
		7 保健体育費	2,335,155,000	2,222,978,702	0	112,176,298	112,176,298
1 2 災害復旧費			49,243,000	9,714,600	0	39,528,400	39,528,400
		1 農林水産業施設災害 復旧費	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000
1 3 公債費		2 土木施設災害復旧費	42,243,000	9,714,600	0	32,528,400	32,528,400
			17,405,977,000	17,287,169,129	0	118,807,871	118,807,871
1 4 諸支出金		1 公債費	17,405,977,000	17,287,169,129	0	118,807,871	118,807,871
			273,203,000	244,350,911	0	28,852,089	28,852,089
		1 地元公共事業基金	33,102,000	6,206,749	0	26,895,251	26,895,251
		2 財政調整基金	2,000,000	853,107	0	1,146,893	1,146,893
		3 減債基金	238,101,000	237,291,055	0	809,945	809,945
1 5 予備費			35,801,000	0	0	35,801,000	35,801,000
		1 予備費	35,801,000	0	0	35,801,000	35,801,000

歳出 (単位 円)

款	項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比	較
歳	出 合 計	134,242,898,000	125,360,981,061	4,579,370,000	4,302,546,939	8,881,916,939	

歳入歳出差引残額 2,398,253,232 円
うち基金繰入額 1,200,000,000 円

平成27年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 7 年 度 奈 良 市 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入		(単 位 円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比	較
1 繰 入 金		2,300,000	0	0	0	0		△2,300,000
	1 一般会計繰入金	2,300,000	0	0	0	0		△2,300,000
2 諸 収 入		572,070,000	665,061,395	12,067,055	7,531,564	645,462,776		△560,002,945
	1 貸付金元利収入	0	7,531,564	0	7,531,564	0		0
	2 雑 入	572,070,000	657,529,831	12,067,055	0	645,462,776		△560,002,945
3 県 支 出 金			5,642,000	5,642,000	0	0		5,642,000
	1 県 補 助 金	0	5,642,000	5,642,000	0	0		5,642,000
歳 入	合 計	574,370,000	670,703,395	17,709,055	7,531,564	645,462,776		△556,660,945

(単位 円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
1 住宅新築資金等貸付 事業費		6,440,000	6,439,988	0	12	12
	1 総務管理費	6,440,000	6,439,988	0	12	12
2 公 債 費		9,960,000	5,859,355	0	4,100,645	4,100,645
	1 公 債 費	9,960,000	5,859,355	0	4,100,645	4,100,645
3 繰上充用金		557,970,000	557,969,360	0	640	640
	1 繰上充用金	557,970,000	557,969,360	0	640	640
歳 出 合 計		574,370,000	570,268,703	0	4,101,297	4,101,297

歳入歳出差引歳入不足額 552,559,648 円
このため翌年度繰上充用金 552,559,648 円

平成27年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)					
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との 比 較
1	国民健康保険料	8,672,152,000	10,444,306,752	7,946,329,244	903,317,525	1,594,659,983	△725,822,756
	1 国民健康保険料	8,672,152,000	10,444,306,752	7,946,329,244	903,317,525	1,594,659,983	△725,822,756
2	使用料及び手数料	120,000	93,600	93,600	0	0	△26,400
	1 手数料	120,000	93,600	93,600	0	0	△26,400
3	国庫支出金	8,336,424,000	8,630,848,025	8,630,848,025	0	0	294,424,025
	1 国庫負担金	6,438,615,000	6,522,177,025	6,522,177,025	0	0	83,562,025
	2 国庫補助金	1,897,809,000	2,108,671,000	2,108,671,000	0	0	210,862,000
4	療養給付費交付金	1,284,918,000	991,396,250	991,396,250	0	0	△293,521,750
	1 療養給付費交付金	1,284,918,000	991,396,250	991,396,250	0	0	△293,521,750
5	前期高齢者交付金	10,600,000,000	10,986,868,581	10,986,868,581	0	0	386,868,581
	1 前期高齢者交付金	10,600,000,000	10,986,868,581	10,986,868,581	0	0	386,868,581
6	県支出金	1,862,837,000	1,942,283,300	1,942,283,300	0	0	79,446,300
	1 県負担金	264,611,000	254,689,300	254,689,300	0	0	△9,921,700
	2 県補助金	1,598,226,000	1,687,594,000	1,687,594,000	0	0	89,368,000
7	共同事業交付金	8,836,000,000	8,869,512,173	8,869,512,173	0	0	33,512,173
	1 共同事業交付金	8,836,000,000	8,869,512,173	8,869,512,173	0	0	33,512,173
8	財産収入	1,000,000	476,457	476,457	0	0	△523,543
	1 財産運用収入	1,000,000	476,457	476,457	0	0	△523,543
9	繰入金	3,253,287,000	3,253,287,000	3,253,287,000	0	0	0

(単位 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との 比 較
		1. 一般会計繰入金	2,876,006,000	2,876,006,000	2,876,006,000	0	0	0
		2. 基金繰入金	377,281,000	377,281,000	377,281,000	0	0	0
10 繰越金			40,399,000	40,399,612	40,399,612	0	0	612
	1 繰越金		40,399,000	40,399,612	40,399,612	0	0	612
11 諸収入			59,061,000	128,334,967	116,527,966	645,360	11,161,641	57,466,966
	1 延滞金及び過料		61,000	12,700	12,700	0	0	△48,300
	2 雑入		54,200,000	126,440,300	114,633,299	645,360	11,161,641	60,433,299
	3 療養費等指定公費返還金		4,800,000	1,881,967	1,881,967	0	0	△2,918,033
歳 入 合 計			42,946,198,000	45,287,806,717	42,778,022,208	903,962,885	1,605,821,624	△168,175,792

(単位 円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
1 総 務 費		350,126,000	312,276,996	0	37,849,004	37,849,004
	1 総 務 管 理 費	273,025,000	248,007,027	0	25,017,973	25,017,973
	2 賦 課 徴 収 費	76,379,000	63,748,273	0	12,630,727	12,630,727
	3 運営協議会費	722,000	521,696	0	200,304	200,304
2 保 険 給 付 費		26,175,769,000	26,166,571,692	0	9,197,308	9,197,308
	1 給 付 諸 費	26,175,769,000	26,166,571,692	0	9,197,308	9,197,308
3 老人保健拠出金		1,300,000	172,643	0	1,127,357	1,127,357
	1 老人保健拠出金	1,300,000	172,643	0	1,127,357	1,127,357
4 後期高齢者支援金等		4,900,500,000	4,864,751,213	0	35,748,787	35,748,787
	1 後期高齢者支援金等	4,900,500,000	4,864,751,213	0	35,748,787	35,748,787
5 前期高齢者納付金等		5,500,000	3,383,338	0	2,116,662	2,116,662
	1 前期高齢者納付金等	5,500,000	3,383,338	0	2,116,662	2,116,662
6 介護 納 付 金		1,850,000,000	1,821,084,999	0	28,915,001	28,915,001
	1 介護 納 付 金	1,850,000,000	1,821,084,999	0	28,915,001	28,915,001
7 共同事業拠出金		8,961,142,000	8,949,985,740	0	11,156,260	11,156,260
	1 共同事業拠出金	8,961,142,000	8,949,985,740	0	11,156,260	11,156,260
8 保 健 事 業 費		321,475,000	250,581,665	0	70,893,335	70,893,335
	1 特定健康診査等事業費	278,850,000	225,507,705	0	53,342,295	53,342,295

(単位 円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
		2 保 健 事 業 費	42,625,000	25,073,960	0	17,551,040	17,551,040
9	基 金 積 立 金		1,000,000	476,457	0	523,543	523,543
		1 基 金 積 立 金	1,000,000	476,457	0	523,543	523,543
10	公 債 費		15,000,000	1,346,301	0	13,653,699	13,653,699
		1 公 債 費	15,000,000	1,346,301	0	13,653,699	13,653,699
11	諸 支 出 金		363,886,000	351,459,968	0	12,426,032	12,426,032
		1 還付及び還付加算金	359,086,000	348,894,722	0	10,191,278	10,191,278
		2 療養費等指定公費立 替金	4,800,000	2,565,246	0	2,234,754	2,234,754
12	予 備 費		500,000	0	0	500,000	500,000
		1 予 備 費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳	出 合 計		42,946,198,000	42,722,091,012	0	224,106,988	224,106,988

歳入歳出差引残額 55,931,196 円

平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 7 年 度 奈 良 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入		(単位 円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との 比	較
1 国庫支出金		133,863,000	88,282,866	88,282,866	0	0	0	△45,580,134
	1 国庫交付金	133,863,000	88,282,866	88,282,866	0	0	0	△45,580,134
2 繰入金		1,014,454,000	969,904,208	969,904,208	0	0	0	△44,549,792
	1 一般会計繰入金	1,014,454,000	969,904,208	969,904,208	0	0	0	△44,549,792
3 諸収入		765,000	765,172	765,172	0	0	0	172
	1 雑入	765,000	765,172	765,172	0	0	0	172
4 市債		322,600,000	180,300,000	180,300,000	0	0	0	△142,300,000
	1 市債	322,600,000	180,300,000	180,300,000	0	0	0	△142,300,000
5 繰越金		92,000	92,000	92,000	0	0	0	0
	1 繰越金	92,000	92,000	92,000	0	0	0	0
6 保留地処分金収入		0	7,593,000	7,593,000	0	0	0	7,593,000
	1 保留地処分金収入	0	7,593,000	7,593,000	0	0	0	7,593,000
歳入	合 計	1,471,774,000	1,246,937,246	1,246,937,246	0	0	0	△224,836,754

(単位 円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比 較
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業費		478,807,000	280,911,314	122,000,000	75,895,686	197,895,686
	1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業費	478,807,000	280,911,314	122,000,000	75,895,686	197,895,686
2 J R奈良駅南地区土 地区画整理事業費		162,967,000	135,911,734	10,000,000	17,055,266	27,055,266
	1 J R奈良駅南地区土 地区画整理事業費	162,967,000	135,911,734	10,000,000	17,055,266	27,055,266
3 公 債 費		830,000,000	829,999,198	0	802	802
	1 公 債 費	830,000,000	829,999,198	0	802	802
歳 出 合 計		1,471,774,000	1,246,822,246	132,000,000	92,951,754	224,951,754

歳入歳出差引残額
115,000 円

平成27年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との 比	較
1 繰入金	金	283,800,000	283,789,171	283,789,171	0	0	0	△10,829
	1 一般会計繰入金	283,800,000	283,789,171	283,789,171	0	0	0	△10,829
歳入	合計	283,800,000	283,789,171	283,789,171	0	0	0	△10,829

(単位 円)

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比	予 算 現 額 と の 比
1 公 債 費			283,800,000	283,789,171	0	10,829	10,829	10,829
		1 公 債 費	283,800,000	283,789,171	0	10,829	10,829	10,829
歳 出	合 計		283,800,000	283,789,171	0	10,829	10,829	10,829

歳入歳出差引残額

0 円

平成27年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)					
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との 比 較
1 繰入金	金	328,400,000	328,391,625	328,391,625	0	0	△8,375
	1 一般会計繰入金	328,400,000	328,391,625	328,391,625	0	0	△8,375
歳入	計	328,400,000	328,391,625	328,391,625	0	0	△8,375

(単位 円)

歳 出 款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比	較
1 公 債 費		328,400,000	328,391,625	0	8,375	8,375	8,375
	1 公 債 費	328,400,000	328,391,625	0	8,375	8,375	8,375
歳 出 合 計		328,400,000	328,391,625	0	8,375	8,375	8,375

歳入歳出差引残額 0 円